



三重県公報

令和元年5月28日(火)

第7号

毎週火・金曜日発行

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
人事委規則			
	三重県人事委員会規則7-7(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)の一部を改正する規則	(人事委員会)	2
人事委・教育委規則			
1	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	2
告示			
62	令和元年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	3
63	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	4
64	同件	(同)	4
65	漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定	(漁業環境課)	5
66	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定	(同)	7
67	都市公園の供用区域の一部変更	(都市政策課)	8
公告			
	令和元年第1回三重県財政状況の公表	(財政課)	8
	土地改良事業計画の変更認可	(農地調整課)	8
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	8
	同件	(同)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains '別表第三 学歴免許等資格区分表 (第六条関係)' with sub-tables for '学歴免許等の区分' and '学歴免許等の資格'. The 'After' table shows changes in graduation requirements for short-term universities, such as adding '3 years of preparatory courses' for 3-year programs.

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用する。

人事教育委規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月二十八日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県教育委員会教育長 廣田恵子

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年
三重県人事委員会規則 第二十一
三重県教育委員会規則

号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第5条関係）学歴免許等資格区分表			別表第3（第5条関係）学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
1（略）	（略）	（略）	1（略）	（略）	（略）
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> (2)～(4)（略）	2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4)（略）
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> (2)～(6)（略）		二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6)（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）
3・4（略）	（略）	（略）	3・4（略）	（略）	（略）
備考（略）			備考（略）		

記 録

この規則は、公布の日から起算して、第十一年四月一日から起算する。

告 示

三重県告示第62号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定（同令第118条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和元年5月28日

三重県知事 鈴木英敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男女 令和元年6月10日（月）まで	令和元年6月15日（土）及び同月16日（日）	令和元年7月下旬から同年9月下旬まで及び令和2年3月下旬から同年4月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在で18歳以上であって、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在で33歳未満の男女。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目		試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男女	陸上自衛隊久居駐屯地	津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 63 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年 5 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	代表理事組合長 谷口 俊二	鈴鹿市地子町 1268 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の住所の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
村嶋 峻介	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429344

(2) 農産物検査員の氏名及び住所の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
益川 立誠	■■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■ ■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242009480

(3) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
小川 宏太	■■■■■ ■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018481

三重県告示第 64 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和元年 5 月 28 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 登録年月日及び登録番号
平成15年6月27日 第18号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	伊賀市平野西町1番1

- 3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
出口 宣弘	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414263
山口 幸宏	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2418279
辻 博喜	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2423289
大橋 秀司	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414302
吉岡 慎治	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429322

(2) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
田端 清次	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018482
中川 元希	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018483
栗本 弘樹	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018484

三重県告示第65号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により一定の水域を次のとおり定めます。
 漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定（平成26年三重県告示第268号）は、廃止します。
 なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和元年5月28日

三重県知事 鈴木英敬

法第114条に掲げる養殖業

真珠養殖業

加入区の名称	区 域	備 考
真珠第1加入区	三重区第2001号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（小浜）
真珠第2加入区	三重区第2002号及び三重区第2003号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（畔蛸）
真珠第3加入区	三重区第2004号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（千賀）
真珠第4加入区	三重区第2005号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（千賀堅子）
真珠第5加入区	三重区第2006号及び三重区第2007号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（的矢）
真珠第6加入区	三重区第2008号及び三重区第2009号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（三ヶ所）
真珠第7加入区	三重区第2010号、三重区第2011号、三重区第2012号、三重区第2013号及び三重区第2014号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（渡鹿野）
真珠第8加入区	三重区第2015号及び三重区第2016号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（国府）
真珠第9加入区	三重区第2017号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（安乗）
真珠第10加入区	三重区第2018号、三重区第2019号、三重区第2020号、三重区第2021号、三重区第2022号、三重区第2023号、三重区第2024号、三重区第2025号、三重区第2026号、三重区第2027号、三重区第2028号、三重区第2029号、三重区第2030号、三重区第2031号、三重区第2032号、三重区第2033号及び三重区第2034号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（立神）
真珠第11加入区	三重区第2035号、三重区第2036号、三重区第2037号、三重区第2038号、三重区第2039号、三重区第2040号、三重区第2041号、三重区第2042号、三重区第2043号及び三重区第2044号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神明）
真珠第12加入区	三重区第2045号及び三重区第2046号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（鶴方）
真珠第13加入区	三重区第2047号及び三重区第2048号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（波切）

真珠第 14 加入区	三重区第 2049 号、三重区第 2050 号、三重区第 2051 号、三重区第 2052 号及び三重区第 2053 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（大王船越）
真珠第 15 加入区	三重区第 2054 号、三重区第 2055 号、三重区第 2056 号、三重区第 2057 号及び三重区第 2058 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（片田）
真珠第 16 加入区	三重区第 2059 号、三重区第 2060 号、三重区第 2061 号、三重区第 2062 号、三重区第 2063 号、三重区第 2064 号、三重区第 2065 号及び三重区第 2066 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（布施田）
真珠第 17 加入区	三重区第 2067 号、三重区第 2068 号、三重区第 2069 号、三重区第 2070 号、三重区第 2071 号、三重区第 2072 号、三重区第 2073 号、三重区第 2074 号、三重区第 2075 号及び三重区第 2076 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（和具）
真珠第 18 加入区	三重区第 2077 号、三重区第 2078 号、三重区第 2079 号、三重区第 2080 号、三重区第 2081 号、三重区第 2082 号、三重区第 2083 号及び三重区第 2084 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（間崎）
真珠第 19 加入区	三重区第 2085 号、三重区第 2086 号、三重区第 2087 号、三重区第 2088 号及び三重区第 2089 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（越賀）
真珠第 20 加入区	三重区第 2090 号、三重区第 2091 号、三重区第 2092 号、三重区第 2093 号、三重区第 2094 号及び三重区第 2095 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（御座）
真珠第 21 加入区	三重区第 2096 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（迫子）
真珠第 22 加入区	三重区第 2097 号、三重区第 2098 号、三重区第 2099 号、三重区第 2100 号、三重区第 2101 号、三重区第 2102 号、三重区第 2103 号、三重区第 2104 号、三重区第 2105 号、三重区第 2106 号及び三重区第 2107 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（浜島）
真珠第 23 加入区	三重区第 2108 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦）
真珠第 24 加入区	三重区第 2109 号、三重区第 2110 号及び三重区第 2111 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神原）
真珠第 25 加入区	三重区第 2112 号、三重区第 2113 号、三重区第 2114 号、三重区第 2115 号、三重区第 2116 号、三重区第 2117 号、三重区第 2118 号、三重区第 2119 号、三重区第 2120 号、三重区第 2121 号、三重区第 2122 号、三重区第 2123 号、三重区第 2124 号、三重区第 2125 号、三重区第 2126 号、三重区第 2127 号、三重区第 2128 号、三重区第 2129 号及び三重区第 2130 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（五ヶ所浦）
真珠第 26 加入区	三重区第 2131 号及び三重区第 2132 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（南勢船越）
真珠第 27 加入区	三重区第 2133 号、三重区第 2134 号、三重区第 2135 号及び三重区第 2136 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（中津浜浦）
真珠第 28 加入区	三重区第 2137 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（迫間浦）
真珠第 29 加入区	三重区第 2138 号、三重区第 2139 号、三重区第 2140 号、三重区第 2141 号、三重区第 2142 号、三重区第 2143 号、三重区第 2144 号、三重区第 2145 号、三重区第 2146 号、三重区第 2147 号、三重区第 2148 号、三重区第 2149 号、三重区第 2150 号及び三重区第 2151 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（阿曾浦）
真珠第 30 加入区	三重区第 2152 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（槌柄浦）
真珠第 31 加入区	三重区第 2153 号、三重区第 2154 号、三重区第 2155 号及び三重区第 2156 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（費浦）
真珠第 32 加入区	三重区第 2157 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（奈屋浦）
真珠第 33 加入区	三重区第 2158 号及び三重区第 2159 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（方座浦）
真珠第 34 加入区	三重区第 2160 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（古和浦）
真珠第 35 加入区	三重区第 2161 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（三浦）
真珠第 36 加入区	三重区第 2162 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（矢口浦）
真珠第 37 加入区	三重区第 2163 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（渡利）
真珠第 38 加入区	三重区第 2164 号及び三重区第 2165 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（古江）
真珠第 39 加入区	三重区第 2166 号及び三重区第 2167 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（曾根浦）
真珠第 40 加入区	三重区第 2701 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（塩屋）
真珠第 41 加入区	三重区第 2702 号及び三重区第 2703 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦）
真珠第 42 加入区	三重区第 2704 号及び三重区第 2705 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（宿浦、神原）

真珠第 43 加入区	三重区第 2706 号及び三重区第 2707 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（中津浜浦）
真珠第 44 加入区	三重区第 2708 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（奈屋浦）
真珠第 45 加入区	三重区第 2709 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（神前浦）
真珠第 46 加入区	三重区第 2710 号及び三重区第 2711 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（方座浦）
真珠第 47 加入区	三重区第 2712 号及び三重区第 2713 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（長島町）
真珠第 48 加入区	三重区第 2714 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾（渡利）

三重県告示第 66 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 3 第 1 項の規定により一定の区域を次のとおり定めます。

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 26 年三重県告示第 269 号）は、廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和元年 5 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

法第 125 条の 2 に掲げる養殖業

真珠母貝養殖業

加入区の名称	区 域
特定真珠母貝 立神加入区	三重外湾漁業協同組合のうち立神の地区
特定真珠母貝 神明加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神明の地区
特定真珠母貝 鵜方加入区	三重外湾漁業協同組合のうち鵜方の地区
特定真珠母貝 波切加入区	三重外湾漁業協同組合のうち波切の地区
特定真珠母貝 大王船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち大王船越の地区
特定真珠母貝 片田加入区	三重外湾漁業協同組合のうち片田の地区
特定真珠母貝 布施田加入区	三重外湾漁業協同組合のうち布施田の地区
特定真珠母貝 和具加入区	三重外湾漁業協同組合のうち和具の地区
特定真珠母貝 越賀加入区	三重外湾漁業協同組合のうち越賀の地区
特定真珠母貝 御座加入区	三重外湾漁業協同組合のうち御座の地区
特定真珠母貝 迫子加入区	三重外湾漁業協同組合のうち迫子の地区
特定真珠母貝 塩屋加入区	三重外湾漁業協同組合のうち塩屋の地区
特定真珠母貝 浜島加入区	三重外湾漁業協同組合のうち浜島の地区
特定真珠母貝 宿浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち宿浦の地区
特定真珠母貝 神原加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神原の地区
特定真珠母貝 五ヶ所浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち五ヶ所浦の地区
特定真珠母貝 南勢船越加入区	三重外湾漁業協同組合のうち南勢船越の地区

特定真珠母貝 中津浜浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち中津浜浦の地区
特定真珠母貝 阿曾浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち阿曾浦の地区
特定真珠母貝 贅浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち贅浦の地区
特定真珠母貝 奈屋浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち奈屋浦の地区
特定真珠母貝 神前浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち神前浦の地区
特定真珠母貝 三浦加入区	三重外湾漁業協同組合のうち三浦の地区
特定真珠母貝 古江加入区	三重外湾漁業協同組合のうち古江の地区

三重県告示第 67 号

三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

令和元年 5 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 名称
熊野灘臨海公園
- 2 位置
紀北町三浦字玉津
- 3 変更に係る区域
別図のとおり
「別図」は省略し、三重県尾鷲建設事務所において縦覧に供します。
- 4 供用開始の期日
令和元年 6 月 1 日

公 告

令和元年第 1 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和元年 5 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、土地改良事業（上条土地改良区維持管理事業）の計画変更を令和元年 5 月 17 日認可しました。

なお、変更認可に不服がある者は、三重県を被告として、変更認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に認可処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和元年 5 月 28 日

三重県知事 鈴木 英 敬

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業湛水防除事業（小規模）黒部第 1 地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌

日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年5月28日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年5月29日から同年6月25日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業仁田地区計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条の3第7項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和元年5月28日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和元年5月29日から同年6月25日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可1600）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和元年5月28日

三重県知事 鈴木英敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和元年 5月10日	員弁郡東員町大字鳥取字西野 156-1 ほか3筆	三重郡朝日町大字縄生 342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高橋 松太郎
令和元年 5月13日	三重郡川越町大字豊田字北川原 760-1	三重郡川越町大字豊田 900 寺本 明
令和元年 5月16日	亀山市能褒野町字能褒野 25-13 ほか2筆	四日市市ときわ2丁目 8-9 株式会社フジケンホーム 代表取締役 藤原 英雄
令和元年 5月17日	松阪市大津町字久地 276 ほか10筆	松阪市久保町 1330-8 株式会社東洋ハウジング 代表取締役 西岡 直人 松阪市大津町 810 大成開発株式会社

		代表取締役 檜 井 孝 明
令和元年 5月20日	伊賀市緑ヶ丘西町 2400-1 ほか1筆	名張市桔梗が丘西3番町1街区29 株式会社ユウキホーム 代表取締役 森 孝 司
令和元年 5月20日	三重郡川越町大字当新田字下之割 328	鈴鹿市東玉垣町 1405 株式会社T'SPLAN 代表取締役 伊 藤 良 一

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
